

各都道府県

出産・子育て応援交付金担当課室  
社会保障・税番号制度主幹部局 } 御中

厚生労働省  
子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
デジタル庁  
デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座担当）

### 令和四年度出産・子育て応援給付金の特定公的給付の指定について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和四年度出産・子育て応援給付金について、別紙1、2及び3のとおり特定公的給付に指定致しましたのでお知らせいたします。

これにより、本給付金に係る事務を行うにあたって公的給付支給等口座登録簿（公金受取口座）関係情報を取得、利用することが可能となります。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項及び別紙4（特定公的給付に関する自治体職員向けQ&A）に留意して運用されるようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 特定公的給付

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定において、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、「国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの」又は「経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの」として内閣総理大臣が指定するものを「特定公的給付」としております。

特定公的給付に指定されることで、給付金の支給要件確認等のために必要となる情報を給付事務のために取得・利用することができるようになるとともに、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報等について個人番号を利用して管理することができます。

#### 2. 特定個人情報の取扱い

特定公的給付に指定された給付金の支給事務のため、特定個人情報を取得・利用する際は、

以下の事項に留意し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び関連法令等に従い、適切な利用・管理をお願いします。

（1）技術的安全管理措置

① アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと

② アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱が正当なアクセス権限を有するものであることを、識別した結果に基づき認証すること

③ 不正アクセス等による被害の防止等

情報システムを外部等からアクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運営する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守すること

個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行うこと

④ 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずること

特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿すること

（2）個人情報保護委員会への評価書提出

本給付金の支給事務において個人番号を利用する場合には、番号利用法等に基づき、特定個人情報保護評価（PIA）が必要となること（対象人数が 1,000 人未満である場合には評価は不要）。

（3）事務の委託先の監督・再委託の許諾

本給付金の支給事務を委託する場合は、番号利用法第 11 条において、特定個人情報の安全管理が図られるよう、個人番号利用事務の委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされていることに留意すること。加えて、同法第 10 条において、個人番号利用事務の委託先は、委託元の許諾を得た場合に限り、事務の全部又は一部の再委託をすることができることとされていることに留意すること。

3. 情報提供ネットワークシステムの取扱い

本給付金の支給事務においては、下記事務手続等により公的給付支給等口座（公金受取口座）登録簿関係情報を取得、利用することが可能です。

なお、本事務における情報連携にあたっては、公的給付支給等口座（公金受取口座）登録簿関係情報のみ情報連携を行うこととし、特定公的給付と関係の無い情報連携を行わないよう留意ください。

事務手続：特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理

管理番号：101-1

事務コード：JM01000000121000

事務手続コード：JT01010000000001

#### 4. 厚生労働省の担当への事前連絡

特定公的給付に指定された給付金の支給事務のため、特定個人情報を取得・利用する場合は、当該情報の取得・利用の開始時期、PIAの実施要否及び公表年月日（仮に未済の場合は、公表予定年月日）について、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室宛にメールで連絡をお願いします。

#### <関連資料一覧>

- 別紙1 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（令和5年デジタル庁告示第1号）
- 別紙2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年デジタル庁・総務省告示第1号）
- 別紙3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（令和5年デジタル庁・総務省告示第2号）
- 別紙4 特定公的給付に関する自治体職員向け Q&A

#### 照会先

（出産・子育て応援給付金について）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

電話 03(5253)1111（内線 4838、4829）

メール [syoushi\\_kikaku@mhlw.go.jp](mailto:syoushi_kikaku@mhlw.go.jp)

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ（公金受取口座担当）

仲田・奥

電話 03（4477）6775

メール [i.bangoseido@digital.go.jp](mailto:i.bangoseido@digital.go.jp)

## ○デジタル庁告示第一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和五年一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 令和四年度出産・子育て応援給付金（令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第九十八号）第一条に規定する令和四年度出産・子育て応援給付金をいう。）  
二 令和四年度北海道帯広市子ども応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

三 令和四年度埼玉県行田市子育て世帯物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

四 令和四年度兵庫県宍粟市しそく低所得世帯物価高騰緊急支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度宍粟市一般会計補正予算における、兵庫県宍粟市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）

五 令和四年度熊本県水俣市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード取得促進給付金（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度水俣市一般会計補正予算における、熊本県水俣市から、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項

に規定する個人番号カードをいう。）の交付を受けた公的給付支給等口座登録者（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。）に支給される給付金をいう。）

## 附 則

この告示は、公布の日から適用する。

## ○デジタル庁 告示第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和五年一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
総務大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗

一 令和四年度出産・子育て応援給付金（令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第九十八号）第一条に規定する令和四年度出産・子育て応援給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務

二 令和四年度北海道帯広市子ども応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特別給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

三 令和四年度埼玉県行田市子育て世帯物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度子育て世帯への臨時特別給付（補正予算（第一号）分）（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であつて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報及び令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であつて、都道府県又は市町村から、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四 令和四年度兵庫県栗原市しそろ低所得世帯物価高騰緊急支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度栗原市一般会計補正予算における、兵庫県栗原市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として支給される給付金であつて、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五 令和四年度熊本県水俣市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード取得促進給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度水俣市一般会計補正予算における、熊本県水俣市から、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた公的給付支給等口座登録者（口座登録法第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。）に支給される給付金をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（個人番号カード関係情報（番号利用法による個人番号カードの交付に関する情報を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

デジタル庁 告示第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和五年一月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 臨時代理 国務大臣 高市 早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

Table with 4 columns: 一 (Matters), 二 (Information), 三 (Matters), 四 (Information). The table details administrative procedures and information management for various social security benefits like child allowances and nursing care allowances, including specific conditions and reporting requirements.



特定公的給付に関する  
自治体職員向け Q & A

2023 年 1 月  
デジタル庁

## 内容

(1) マイナンバーの利用関係 .....	2
問1. 本給付金においてマイナンバーを利用することについて、本人同意をとる必要はありませんか。 2	
問2. 申請書にマイナンバーを記載いただけないこともあると思いますが、その場合、市町村において マイナンバーを確認・利用することは可能ですか。 .....	2
問3. 申請書にマイナンバーを記載いただくにあたり、マイナンバーカードの写しを提出いただく等の 方法によって番号確認と本人確認を行う必要がありますか。 .....	2
(2) 特定個人情報保護評価関係 .....	2
問4. 本給付金における特定個人情報の取扱いに当たり、自治体は特定個人情報保護評価を行う必要が ありますか。 .....	2
問5. 本給付金の支給事務の特定個人情報保護評価を行う場合、どの種類の評価書を作成すればよいで しょうか。 .....	2
問6. 既存の過去の特定公的給付に関する事務の重点項目評価書・全項目評価書に、本給付金事務を追 記する場合、評価書の修正ではなく、再実施が必要になるのでしょうか。 .....	3
問7. 本給付金の支給事務の特定個人情報保護評価は、どの時点で実施すべきでしょうか。 .....	3
問8. 特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であり、事後に実施することとした場合、評 価はいつ頃実施すればよいでしょうか。 .....	4
問9. 特定個人情報保護評価の評価書の記載例を国で示される予定はありますか。 .....	4
問10. 過去の特定公的給付に関する事務など、既存の他の事務の評価書に、本給付金事務を追加する 形で評価書を作成する場合、今年度末をもって本給付金事務を終了した後は、当該追記部分を 削除するということになるのでしょうか。 .....	5
(3) 公金受取口座関係 .....	6
問11. 公金受取口座登録法に基づき預貯金口座の情報をマイナポータルから登録できるようになった とのことですが、本給付金の支給を行うにあたり、市町村において当該口座情報をどのように確 認し、支給先として利用すればよいですか。 .....	6
問12. 公金受取口座の登録をしていない者について情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っ た場合、どのような結果が返されるのでしょうか。 .....	6
問13. 公金受取口座を登録してから、情報提供 NWS による情報連携が可能となるまでにどの程度の 日数を要するのでしょうか。 .....	7
問14. DV 避難者等への支援措置として、不開示フラグ等を口座情報登録・連携システム(デジタル庁) の中間サーバーに設定すること可能でしょうか。 .....	7
(4) 公金受取口座の登録周知関係 .....	7
問15. 昨年特定公的給付に指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業」同様に住 民向け周知の実施(広報用リーフレットの配布等)は対応した方がよいのでしょうか。 .....	7

## **(1) マイナンバーの利用関係**

**問1. 本給付金においてマイナンバーを利用することについて、本人同意をとる必要はありませんか。**

(答)

- 個人番号利用事務において、マイナンバーを利用するに当たっての本人の同意は不要です。また、本人の意思に関わりなくマイナンバー法第 14 条第 2 項の規定により住基ネットを用いてマイナンバーを取得することも可能です。

**問2. 申請書にマイナンバーを記載いただけないこともあると思いますが、その場合、市町村においてマイナンバーを確認・利用することは可能ですか。**

(答)

- 本給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を処理するために必要があるときは、マイナンバー法第 14 条第 2 項の規定により住基ネットを用いてマイナンバーを取得することができます。

**問3. 申請書にマイナンバーを記載いただくにあたり、マイナンバーカードの写しを提出いただく等の方法によって番号確認と本人確認を行う必要がありますか。**

(答)

- 個人番号が記載された申請書等を受理する際には、マイナンバー法、施行令、施行規則の規定に基づき、何らかの番号確認と本人確認措置を行っていただく必要があります。

## **(2) 特定個人情報保護評価関係**

**問4. 本給付金における特定個人情報の取扱いに当たり、自治体は特定個人情報保護評価を行う必要がありますか。**

(答)

- 本給付金の支給事務において個人番号を利用する場合には、マイナンバー法等に基づき、特定個人情報保護評価が必要となります。
- 評価実施機関における保護評価担当部署（例えば、法令担当部署や情報システム担当部署など）と十分に連携を図った上で、着実に保護評価を実施してください。

**問5. 本給付金の支給事務の特定個人情報保護評価を行う場合、どの種類の評価書を作成すればよいでしょうか。**

(答)

- 本給付金の支給事務について、既存の他の事務の評価書とは別に 1 つの評価書として新たに作成する場合、本給付金の支給事務で取り扱う特定個人情報の対象人数等によるしきい値判断の結果に応じた種類の評価書を作成してください。なお、対象人数が 1,000 人未満である場合には評価は不要ですが、任意で評価を実施することも考えられます。

- また、既存の他の事務（例えば過去の特定公的給付に関する事務）の評価書に、本給付金事務を追加いただく形でもかまいませんが、本給付金の支給事務で取り扱った特定個人情報の対象人数によって、既存事務の評価におけるしきい値判断結果が変わる場合には、その結果に応じた評価を行ってください。

**問6. 既存の過去の特定公的給付に関する事務の重点項目評価書・全項目評価書に、本給付金事務を追記する場合、評価書の修正ではなく、再実施が必要になるのでしょうか。**

(答)

- 特定個人情報保護評価指針の第6の2(2)において、「評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。」とされており、重要な変更の対象である記載項目は、特定個人情報保護評価指針の別表に記載されているところです。
- 一方で、特定個人情報保護評価指針及び指針の解説にあるとおり、重要な変更の対象である項目の記載内容であっても、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更については、特定個人情報保護評価を再実施する必要性が高くないことから、重要な変更には当たらないと整理しています。この場合には、既に公表されている評価書を修正し、公表することとなります。
- このため、既存の特定公的給付に関する事務の重点項目評価書・全項目評価書の重要な変更の対象である記載項目のうち、例えば「特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲」のみを追記するものの、特定個人情報を取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更がない場合、重要な変更には当たらないものとして整理することも考えられます。
- ただし、本給付金事務に係る記載の追記に当たり、重要な変更には当たらないと整理した場合であっても、対象人数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価・全項目評価を実施するものと判断される場合、特定個人情報保護評価を再実施するものとされておりますので、御注意ください。

(参考)

特定個人情報保護評価指針 P11 (第6の2(2))

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

特定個人情報保護評価指針の解説 P107～P114 (第6の2(2))

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

**問7. 本給付金の支給事務の特定個人情報保護評価は、どの時点で実施すべきでしょうか。**

(答)

- 特定個人情報保護評価について、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は変更を加える前に評価を実施又は再実施することを原則としています。ただし特定公的給付は、国民生活及び国

民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、評価実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合は、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられます。

（参考）

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）（抄）

（公示の時期）

第九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、行政機関の長等は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後速やかに法第二十八条第一項の規定による評価書の公示を行うものとする。第五条第一項の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

**問8. 特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であり、事後に実施することとした場合、評価はいつ頃実施すればよいでしょうか。**

（答）

- 事後評価の実施時期については、評価書の種別ごとに記載内容や必要な手続が異なることから、一概にお示しすることは難しいですが、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を行うことが困難であった状態が解消されたタイミングなどの適切な時期において、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき、可及的速やかに評価を実施していただくことが必要です。

**問9. 特定個人情報保護評価の評価書の記載例を国で示される予定はありますか。**

（答）

- 今回の給付金は、国において事務の統一的な手法やシステムを提供して実施いただくものではなく、申請者の取扱いなどについて、給付対象者への迅速な支給や各市町村の事務の実情等に照らしたうえで、各市町村において具体の事務を実施いただくものです。
- 特定個人情報保護評価に当たっては、こうした具体の事務の運用の仕方如何によって、特定個人情報の取扱いや取り扱う特定個人情報ファイルの対象者数が大きく異なることから、国として全市町村共通となる評価書の様式例をお示しするのに馴染まないものと考えています。
- なお、公金受取口座情報の利用に係る業務の一般的なフロー及び記載することが考えられる事項について、下記とおり整理しておりますのでご参考ください。また、作成にあたっては、特定個人情報保護評価指針及び指針の解説を踏まえ、各評価実施機関において適切に対応ください。

【公金受取口座情報の利用に係る業務の一般的なフロー】

- ①公金受取口座登録：住民が、国（デジタル庁）に口座情報を事前登録。
- ②給付申請（+利用意思表示）：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示。
- ③行政機関等における口座情報取得：情報提供 NWS による情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得
- ④支給手続：行政機関等は、（取得した情報を元に）公金受取口座に振込を実施。

【記載することが考えられる事項（全項目評価書の例示）】

< I 基本情報 >

「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」箇所について

②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を記載
----------	---

「5. 個人番号の利用」箇所について

法令上の根拠	番号利用法別表第一 項番 101 を記載（法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる）
--------	--

「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」箇所について

法令上の根拠	番号利用法別表第二 項番 121 を記載（法律の記載方法は各評価書の平仄に合わせる）
--------	--

「(別添 1) 事務の内容」箇所について

情報提供ネットワークシステムに関する説明に、情報連携で取得する情報を個別に記載する場合には「口座登録・連携ファイル関係情報」を取得するフローを記載
---

< II 特定個人情報ファイルの概要 >

「2. 基本情報」箇所について

④記録される項目	主な記録項目	「その他」に「口座登録・連携ファイル関係情報」を記載
----------	--------	----------------------------

「3. 特定個人情報の入手・使用」箇所について

①入手先	「行政機関・独立行政法人等」に「デジタル庁」を記載
------	---------------------------

「(別添 2) 特定個人情報ファイル記録項目」箇所について

「口座登録・連携ファイル関係情報」を記載
----------------------

**問10. 過去の特定公的給付に関する事務など、既存の他の事務の評価書に、本給付金事務を追加する形で評価書を作成する場合、今年度末をもって本給付金事務を終了した後には、当該追記部分を削除することになるでしょうか。**

(答)

- 特定個人情報保護評価指針の第 5 の 5 において、「評価実施機関は、特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等は、規則第 16 条の規定に基づき、遅滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも 3 年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表するものとする。」と記載されているところです。

- 仮に、本給付金事務を既存の他の事務（例えば過去の特定公的給付に関する事務等）の評価書とは別に1つの評価書として新規に作成し、事務を終了する場合には、評価書の記載要領等に記載のとおり、評価書名に続けて事務の実施をやめるなどした日を【○年○月○日終了】と記載し、少なくとも3年間公表することになります。
- 一方、既存の他の事務の評価書に本給付金事務を追加する形で評価書を作成する場合、評価書で本給付金事務に記載のある箇所に、例えば「令和四年度○○県○○市○○給付の事務について【○年○月○日終了】」等と見出しをつけ、口座登録法第10条に基づき、特定公的給付指定告示により指定された給付に係る記載であることを記載し、少なくとも3年間公表することになるものと思われます。

（参考）

特定個人情報保護評価指針 P10（第5の5）

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）〔記載要領〕 P1

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

### （3）公金受取口座関係

**問11. 公金受取口座登録法に基づき預貯金口座の情報をマイナポータルから登録できるようになったとのことですが、本給付金の支給を行うにあたり、市町村において当該口座情報をどのように確認し、支給先として利用すればよいですか。**

（答）

- 特定公的給付に指定されることで、情報提供 NWS による情報連携により、公的給付支給等口座（公金受取口座）登録簿関係情報を確認することが可能となります。（マイナンバー法別表第2の121項）
- 公金受取口座情報を取得するための情報照会を行う事務手続  
「特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理（管理番号 101-1 事務コード JM01000000121000 事務手続コード JT01010000000001）」

**問12. 公金受取口座の登録をしていない者について情報提供ネットワークシステムで情報照会を行った場合、どのような結果が返されるのでしょうか。**

（答）

- 以下の情報提供エラーを返却します。
  - ・機関別符号発行済かつ登録なしの場合：エラー分類コード:3004 エラー詳細: 000000  
（例：公金受取口座を登録後、削除を行った場合）
  - ・機関別符号未発行かつ登録なしの場合：エラー分類コード:2002 エラー詳細: 200000  
（例：過去に一度も公金受取口座の登録実績がない場合）

**問13. 公金受取口座を登録してから、情報提供 NWS による情報連携が可能となるまでにどの程度の日数を要するのでしょうか。**

(答)

- マイナポータル経由ではじめて公金受取口座を登録する方の場合の目安として、口座登録完了日の翌営業日 14:00 以降から情報照会が可能です (2023 年 1 月 5 日現在)。
- マイナポータル経由での変更・抹消については、口座変更等完了後すぐに情報照会が可能です。

**問14. DV 避難者等への支援措置として、不開示フラグ等を口座情報登録・連携システム(デジタル庁)の中間サーバーに設定すること可能でしょうか。**

(答)

- 公金受取口座の情報照会をする際、情報照会者の中間サーバーに不開示コードが設定されていると、口座情報登録・連携システムの中間サーバーに自動で不開示及び自己情報提供不可フラグが設定されます。
- 上記を踏まえ、情報照会する際、不要な不開示コードが設定されていないかご確認ください。

#### **(4) 公金受取口座の登録周知関係**

**問15. 昨年特定公的給付に指定された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業」同様に住民向け周知の実施(広報用リーフレットの配布等)は対応した方が良いでしょうか。**

(答)

- 給付事業の実施主体である自治体の実情に応じて実施いただくものではありませんが、公金受取口座登録制度は、様々な公的給付の支給に利用することができ、自治体の給付事務の効率化に資するものでもございますので、是非ご検討ください。

##### **【公金受取口座関連の広報媒体】**

○マイナポイント：自治体専用ページ（広報素材）

※ID・PASS は各都道府県のマイキープラットフォーム担当部局に別途周知

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/promotion/document/>

○マイナンバーカード：広報資料 | デジタル庁

[https://www.digital.go.jp/policies/mynumber\\_resources/](https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/)

○公金受取口座：公金受取口座登録制度 | デジタル庁（関連資料参照）

[https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)

##### **【自治体の活用事例】**

- 支給対象者等に郵送する必要がある書類に広報媒体を同封して配布する
- 給付関係資料に QR コード（広報媒体の URL）を掲載する
- 自治体が給付を案内する Web ページ等に広報媒体の URL を掲載する
- 自治体の広報誌等に QR コード（広報媒体の URL）を掲載する 等